

特にご注意いただきたいこと

社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会

項目	内容	
レシート	<ul style="list-style-type: none"> ・購入したものがわかるレシート（原本）の提出をお願いします。 ・領収書の場合、宛名は決定を受けた団体名（例：〇〇区福祉委員会）とし、品名などの但し書きを記入し、必ず押印があることを確認してください。 ・キャッシュレスによる還元等がある場合は、購入額から値引きや還元分を引いた額が実際の支払額となります。 ※年度内の日付のもの	
対象経費	消耗品費	事務用品：用紙・文具・インクなど ★茶菓子：お茶・お菓子など ★景品：ゲーム景品や参加賞、プレゼント ※景品、参加賞、訪問時の手土産代は <u>1人あたり税込500円以下</u> をお願いします。
	謝金	講師・運転手など
	賃借料	バス・会場・冷暖房費など
	通信運搬費	切手・はがきなど
	材料費	手芸材料・料理材料など ※担い手が材料を提供し、材料代を助成金から支出する場合は、領収書を作成し、但し書きに〇〇代と記入してください。
	その他	保険料・入館料・広報費・備品・ガソリン代など

対象外経費	備考
×飲食店での食事代や弁当代	料理教室、そば打ち体験など調理をして食事をする場合に限り、材料費の一部を助成金対象とします。 参加費や他からの補助金等とあわせて支払をしてください。
×単価税込10,000円以上の備品	
×担い手への講師料	担い手が講師となり、作り物をされたときの材料代は対象経費です。
×他団体または他団体が実施する事業への再助成	

- 助成金は、次年度に繰り越すことはできません。
- 申請した事業の内容変更、助成金の返戻などがある場合は、年度内に速やかに報告してください。
- 事業を実施する際は、参加者に「赤い羽根共同募金配分金」及び「京丹後市社会福祉協議会福祉資金」を活用した事業であることを周知してください。